

令和6年4月1日以降の工事請負契約及び設計等委託契約について

令和6年4月1日以降、以下のとおり契約制度の見直しを行います。

1 最低制限価格制度について

＜工事請負契約＞

最低制限価格の設定範囲が予定価格の10分の9.3から10分の7.5までとなります。

＜設計等委託契約＞

最低制限価格の設定範囲が予定価格の10分の9.3から10分の7.5までとなります。

(算定基準は非公表です。)

※ 別紙1 参照

2 低入札価格調査制度について

調査基準価格の設定範囲が予定価格の10分の9.3から10分の7.5までとなります。

※ 別紙1 参照

3 前金払について

土木工事、建築工事及び設備工事に係る前金払及び中間前金払の限度額を撤廃します。

このため、前金払及び中間前金払の支払額は以下のとおりとなります。

＜前金払＞

契約金額の40%の額（10万円未満の端数は切り捨てる。）

＜中間前金払＞

契約金額の20%の額（10万円未満の端数は切り捨てる。）

※設計等委託契約については、以下のとおり変更はありません。

＜前金払＞

5,000万円を限度とし、契約金額の30%の額（10万円未満の端数は切り捨てる。）

＜中間前金払＞

なし

4 公表日の変更について

原則、毎週水曜日に公表開始、翌週火曜日までを公表期間とする予定です。

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について

葛飾区では、予定価格 200 万円以上の工事請負契約及び設計等委託契約にかかる入札において、最低制限価格制度を適用しております。また、総合評価方式を適用する工事請負契約にかかる入札については、低入札価格調査制度が適用されます。

1 最低制限価格制度について

最低制限価格の設定対象となる工事請負契約及び設計等委託契約にかかる入札においては、最低制限価格未満の入札は無効となります。

<工事請負契約>

(1) 対象案件

予定価格 200 万円以上の工事請負契約にかかる総合評価方式以外の入札

(2) 最低制限価格の範囲及び算定基準

基準価格は、予定価格の 10 分の 9.3 から 10 分の 7.5 までの範囲内において、次の算定基準に基づき設定されます。

算定基準	(直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 90% + 一般管理費 × 68%) + 消費税及び地方消費税
------	---

※内訳に、発生材（有価物）売却費やガス工事費等が含まれている場合は、当該費用を上記の算定基準で算出した金額に合算します。

<設計等委託契約>

(1) 対象案件

予定価格 200 万円以上の設計等委託契約（建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査）にかかる入札

(2) 最低制限価格の範囲及び算定基準

基準価格は、予定価格の 10 分の 9.3 から 10 分の 7.5 までの範囲内において設定されます。（算定基準は非公表です。）

2 低入札価格調査制度について

低入札価格調査制度の対象となる工事請負契約にかかる入札においては、調査基準価格未満の入札は低入札価格調査の対象となります。また、失格基準に該当する場合は、失格となります。

(1) 対象案件

工事請負契約にかかる総合評価方式を適用する入札

(2) 調査基準価格の範囲及び算定基準

基準価格は、予定価格の 10 分の 9.3 から 10 分の 7.5 までの範囲内において、次の算定基準に基づき設定されます。

算定基準	(直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 90% + 一般管理費 × 68%) + 消費税及び地方消費税
------	---

※内訳に、発生材（有価物）売却費やガス工事費等が含まれている場合は、当該費用を上記の算定基準で算出した金額に合算します。

(3) 失格基準

① 価格による失格基準

基準価格は、予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 までの範囲内において、次の算

定基準に基づき設定されます。

算定基準	(直接工事費×92%+共通仮設費×85%+現場管理費×85% +一般管理費×63%) +消費税及び地方消費税
------	---

※内訳に、発生材（有価物）売却費やガス工事費等が含まれている場合は、当該費用を上記の算定基準で算出した金額に合算します。

② 工事成績による失格基準

入札参加希望申請を行った日以前の直近3件の工事に、葛飾区の工事で工事成績が60点未満のものがある場合、失格となります。

(4) 低入札価格調査

開札結果による順位づけ及び順位ごとの対応については、別紙2を参照ください。その他、制度の詳細及び調査方法等については「低入札価格調査制度実施要綱」及び「葛飾区低入札価格調査制度に係るマニュアル」を参照ください。

開札結果と対応(例)

別紙2

1 開札結果

予定価格	50,000,000
調査基準価格	45,000,000
失格基準	42,500,000

⇒ 実際は非公開

No.	参加者	入札金額	価格点	施工能力評価点	合計点数	順位
1	A	36,000,000	-	-	-	失格
2	B	41,500,000	-	-	-	失格
3	C	49,000,000	1.8	14.5	16.3	第6順位
4	D	43,600,000	11.5	24.0	35.5	第1順位(低入札)
5	E	43,200,000	12.2	20.5	32.7	第2順位(低入札)
6	F		-	-	-	辞退
7	G	46,800,000	5.8	26.0	31.8	第3順位
8	H	50,000,000	0.0	14.0	14.0	第7順位
9	I	47,500,000	4.5	22.5	27.0	第4順位
10	J	44,200,000	10.4	16.0	26.4	第5順位(低入札)

※失格の場合、入札金は公表されません。

2 順位ごとの対応

順位	参加者	対応
第1順位(低入札)	D社	調査を行う。(辞退可)
第2順位(低入札)	E社	第1順位者が失格・辞退の場合、調査を行う。(辞退可)
第3順位	G社	第1順位者、第2順位者が失格・辞退の場合、落札者とする。(辞退不可)
第4順位	I社	落札者とならない。
第5順位(低入札)	J社	
第6順位	C社	
第7順位	H社	
価格による失格基準割れ	A社	
価格による失格基準割れ	B社	
辞退	F社	

落札候補者

(D社、E社の資料提出日は同日同時刻とする。)

- ・開札後、低入札価格調査対象者がいた場合、その旨を、参加者にお知らせします。
- ・この場合、落札対象となるのは第3順位のG社までです。
- ・D社、E社に対し、低入札価格調査を受けるかの意向確認及び資料請求を行います。
- ・他者の意向については、公平性の確保の観点から公表しません。

※ D社、E社が工事成績による失格基準に該当する場合は、失格とし落札者とならない。